

公益財団法人福島県臓器移植推進財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 賛助会員となるには、公益財団法人福島県臓器移植推進財団（以下「財団」という。）に別紙様式による入会申込書を提出し、理事長の許可を得るものとする。

2 賛助会員の入会申込書に記入した事項の変更が生じた場合は、すみやかに書面でその旨を届け出るものとする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、賛助会費を納入する。

2 法人会員の賛助会費は、1口年額 10,000円、1口以上とする。

3 個人会員の賛助会費は、1口年額 3,000円、1口以上とする。

4 賛助会費は、財団の請求書に基づき、速やかに納入するものとする。

5 賛助会員が脱会した場合は、既納の賛助会費は返還しないものとする。

(賛助会員の便益)

第4条 賛助会員は、財団の主催する行事に参加することができるとともに、それに対して意見を述べ、または、報告を求めることができる。

(脱会)

第5条 賛助会員を脱会しようとするものは、別紙様式による脱会届を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか 必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。